

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

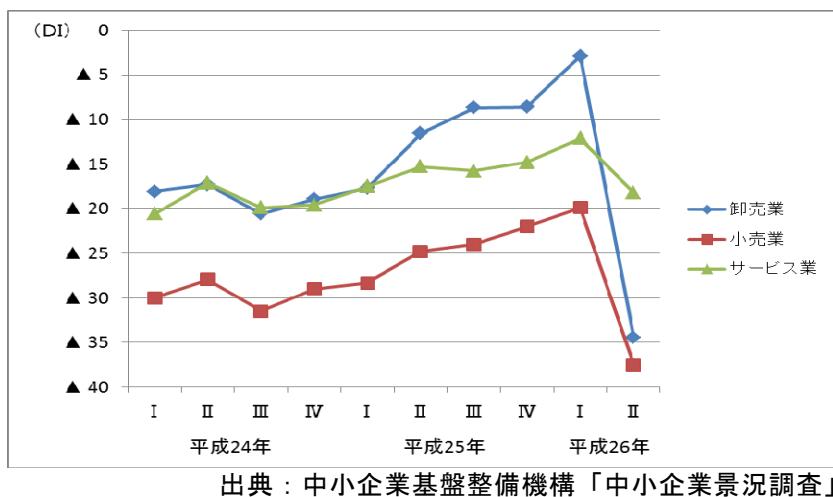
1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称		特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制） ((1) 食品企業者関係) (国税 12・地方税 22（自動連動）)（所得税：外、法人税：義、法人住民税：義、法人事業税：義）
2	要望の内容		<p>適用期限を2年間延長する。</p> <p>【制度概要】</p> <p>商業・サービス業を営む中小企業者等が経営改善指導等に基づき、建物附属設備(1台60万円以上)又は器具・備品(1台30万円以上)を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を認める措置。</p>
3	担当部局		食料産業局企画課
4	評価実施時期		平成 26 年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯		平成 25 年度 創設
6	適用又は延長期間		2年間(平成 28 年度末まで)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>卸売業、小売業、サービス業を営む中小企業(以下「中小商業・サービス業」という。)について、消費税率の引上げを見据えつつ、店舗・サービスの魅力向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することで、経営の安定化・活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の国会提出に伴う今後の対応について (平成 24 年3月 30 日閣議決定)</p> <p>・中小事業者のために必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。</p> <p>○消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部「消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針(中間整理の具体化)」(平成 24 年 10 月 26 日)</p> <p>・消費税率の引上げに伴う中小企業等への影響を勘案して事務負担軽減等の支援に万全を期すため、予算編成や税制改正等において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を具体化する。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p>

			<p>《中目標》 食料の安定供給の確保 《政策分野》 食品産業の持続的な発展</p>
		③ 達成目標 及び測定 指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小商業・サービス業における魅力の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 売上額DIの変動</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 消費税率の引上げ時における中小商業・サービス業の売上高への影響を最小限に抑えるとともに、その安定的な向上を図ることで、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化に寄与する。</p>
8	有効性 等	① 適用数等	<p>平成 25 年度:2,688 件 平成 26 年度:2,257 件 平成 27 年度:2,257 件 (農林水産省試算)(食品企業者関係)</p>
		② 減収額	平成 25 年度:200 億円 (平成 25 年度税制改正の大綱等)
		③ 効果・達成 目標の実 現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月) 本税制は、利用に当たり商工会議所等から経営改善指導等を受けることを要件としている。これにより、事業者は経営改善に資する設備投資を行うことができる。</p> <p>なお、平成 25 年度の利用実績として、陳列棚、システムキッチンを導入し、店舗の雰囲気改善により来客数・売上げの増加を図ったもの(飲食サービス業)や、POSレジ(小売業)、食器洗浄機(飲食サービス業)を導入し、業務の効率化を図った等の活用実績が見られる。</p> <p>また、設備投資に当たり本税制が後押しになったとの利用者の声も多く寄せられており、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化に有効な措置であると考えられる。</p>

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年 1 月～平成 26 年 6 月)

中小商業・サービス業の平成 25 年度の売上高 D I は、平成 24 年度と比較しマイナス幅が縮小。本税制も売上額の増加を後押ししている。

＜中小商業・サービス業の売上額 D I の推移＞



出典：中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 27 年 4 月～平成 29 年 3 月)

本特例措置が延長されなかった場合、消費税率の引上げの影響により中小商業・サービス業の経営状況が悪化し、これらの事業者の廃業の増加や雇用の縮小を招き、地域経済の活性化、雇用の確保に悪影響を与えるおそれがある。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月)

本税制は、利用に当たり商工会議所等から経営改善指導等を受けることを要件としている。これにより、事業者は経営改善に資する設備投資を行うことができる。

なお、平成 25 年度の利用実績として、陳列棚、システムキッチンを導入し、店舗の雰囲気改善により来客数・売上げの増加を図ったもの(飲食サービス業)や、POSレジ(小売業)、食器洗浄機(飲食サービス業)を導入し、業務の効率化を図った等の活用実績が見られる。

また、設備投資に当たり本税制が後押しになったとの利用者の声も多く寄せられており、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化に有効な措置であると考えられる。

9 相当性

① 租税特別措置等によるべき妥当性等

本税制は、全般的な商業・サービス業の経営状況の底上げを目的としている。そのため、予算の制約がなく、要件を満たすものが全て対象となる租税特別措置によることが妥当である。

なお、設備投資に当たり、商工会議所等から経営改善指導等を受けることを本税制の要件としているとともに、対象設備は限定されていることから、租税特別措置としても妥当なものとなっている。

		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>中小企業者等が利用できる設備投資促進税制として、中小企業投資促進税制があり、当該税制では、機械・装置の投資促進を目的としている。これに対して、本税制は、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化を目的としている。対象設備も、店舗の改装に係る建物附属設備や看板等の器具・備品としており、制度の目的及び対象設備が異なる。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>中小商業・サービス業は地域密着型の内需型産業であり、本特例措置により、中小商業・サービス業の事業者の経営の安定化・活性化を図ることは、地域経済の活性化及び雇用の確保・創出に資することとなる。そのため、本特例措置を利用した場合の法人住民税・事業税における手当(本特例措置を利用した場合の法人住民税・事業税の自動連動)をすることが相当である。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 24 年 8 月